

提言型政策仕分け（情報通信）への対応について

I. 電波行政のあり方

1. 700/900MHz帯への割当て

- ① 昨年5月の改正電波法に基づき、割当てを実施
- ② 移行費用の透明性確保、新規参入者の公平性の確保に係る事項を割当方針（開設指針）に追加し、手続きを改善し、申請受付を開始（平成23年12月14日）（→ 参考1）
- ③ 今後、申請概要、客観的指標やその評価根拠の公表など透明性を図りつつ、割当事業者を決定（→ 参考2）
- ④ （財）移動無線センターに関して、透明性を確保した運営や体制の刷新など抜本的な見直しを実施

2. 周波数オークションの早期導入

- ① 「周波数オークションに関する懇談会」報告書（注1）取りまとめ（平成23年12月19日）
（注1）700/900MHz帯を含む様々な周波数帯について、中長期的なオークションの適用可能性を検討
- ② 電波法改正案を次期通常国会に提出（平成24年3月）
- ③ オークション収入は一般財源化する方向で検討（周波数移行経費等オークション実施に係る費用を用途に含む）
- ④ 対象周波数帯の拡大（第4世代携帯電話の他、3.9世代携帯電話用周波数帯を検討）
- ⑤ オークションの可能な限り早期の実施（平成25年中頃を目途）

3. 電波行政全般のあり方

- ① 新たな周波数の有効利用手法である「ホワイトスペースシステム」の制度整備、実用化を推進
- ② 無線局の目的・用途区分の簡素化（平成23年度中に結論）
- ③ 国民により理解を得られるよう情報発信の充実（電波利用統計等）

II. 電波利用料の活用

4. 電波利用料の用途拡大

- ① 平成24年初頭に電波利用料の用途（注2）のあり方についてオープンな検討の場を設け、見直しを検討。
その結果を平成25年度の予算編成に反映
（注2）防災通信などの公共無線システムの整備、電波に関する基礎研究等
- ② 支出の効率化についても併せて検討

テーマ名	提言(とりまとめ)	工程表				
		実施済の取組 (23年12月末)	今年度末までの取組 (24年3月末)	来年度以降の取組 (24年夏頃)		
情報通信						
電波行政のあり方 (新たな周波数の割当等)	<p>① オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる。プラチナバンド、第3.9世代から即時導入すべき、現在の進行中の900MHzの割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく、早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使つての裁量権行使を続けたいという執念しか感じられない、といったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、第3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言とした。</p> <p>② オークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすい、といった全員が一般財源とすべきだとこの意見であり、オークション収入は一般財源とすべきということを当ワーキンググループの提言とした。</p> <p>③ 電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政の在り方についても考えるべき、といった意見もあった。</p>	<p>○900MHz帯の割当てについて、移行費用の透明性確保、新規参入者の公平性の確保に係る事項を割当方針(開設指針)に追加し、認定申請の受付を開始(12月14日)。</p>	<p>○900MHz帯の割当て(申請概要、客観的指標やその評価根拠を公表するなど、透明化を図りつつ割当事業者を決定。)</p>	<p>○周波数移行を実施した無線局やその費用等の実施状況について、四半期毎に公表。</p>		
		<p>○700MHz帯移動通信システムの技術的条件(案)について意見募集を開始(12月28日)。</p>	<p>○700MHz帯の割当て(透明化を図りつつ、技術基準・開設指針の策定、開設計画に係る認定申請受付、割当事業者の決定。)</p>	<p>同上</p>		
		<p>○(財)移動無線センター等の公益法人に対して、周波数移行に直接関わる設備改修費用以外の費用が支払われない旨を開設指針の中で明確化。</p>	<p>○同法人に関して、電波利用料等国による不適切な支出が行われないようにするとともに、運営体制の刷新など抜本的な見直しを実施。</p>			
		<p>○我が国における周波数オークション制度の導入に向け検討を行ってきた、「周波数オークションに関する懇談会」において、報告書を取りまとめ、公表(12月20日)。</p>	<p>○次期通常国会に電波法改正案を提出(オークション収入は一般財源化する方向で検討。)</p>	<p>○実施に向け政省令整備と併せ、新規参入促進策等を検討。</p>		
		<p>○同報告書において、オークション払込金の使途については、オークション実施経費や既存免許人等の他周波数への移行費用などに充てるべきとされている。</p>	<p>○3.9世代携帯電話用周波数を含むオークション対象周波数帯の具体化について検討。</p>			
		<p>○新たな周波数の有効利用手法である「ホワイトスペースシステム」の実用化のための共用方針(案)について意見募集を開始(12月27日)。</p>	<p>○無線局の目的・用途区分の簡素化について検討。</p>	<p>○関係省令、告示等の見直しを実施。</p>		
			<p>○ホワイトスペースシステムの制度化・実用化の推進。</p>			
			<p>○規制改革要望等を踏まえ、引き続き規制見直しを検討。</p>			
		電波利用料の活用	<p>④ 主な意見としては、電波利用料を直接・間接に負担している国民・消費者の情報通信に益する目的のための使途拡大を行うべき、電波政策の理解に資するよう使途拡大を行うべき、防災等の利用範囲の拡大を行うべき、災害・衛星通信・医療等の電波・ICT関連事業への優先予算配分に配慮しつつ一般財源化を行うべき、電波監理等の本来の目的以外については一般財源化すべき、電波利用料の段階的使途拡大を図りつつ中長期的な電波利用料の使途拡大を通じた一般財源化を図るべき、ほぼすべての国民が携帯を持っている以上もはや税金であり、一般財源化すべき、といったものであった。また、電波利用料を用いている支出の中で非効率な支出を徹底的に精査すべき、現行制度は限定列挙された項目の肥大化を招いており非効率、といった意見があり、これを踏まえた対応をとっていただきたい。以上を総合して、将来的な一般財源化を含め、使途を拡大する方向で検討すべき、を当ワーキンググループの提言とする。</p>			<p>○電波行政の在り方を踏まえた電波利用料の活用に関するオープンな検討の場を設け、見直しを検討。</p>

意見募集の結果及び提言型政策仕分けの提言を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正

開設指針案（意見募集時）の概要

修正内容

- 15MHz幅×2を1者に割当て
- 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を新たに利用する認定開設者による費用負担（新設機器代金・工事費用等）で実施（認定開設者に以下の義務）
 - ① 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
 - ② 認定から六月以内に、周波数移行の実施概要の周知開始と、実施手順の通知
 - ③ ②の実施前に、RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人と協議
 - ④ RFIDの無線局及びMCA端末局の免許人等との間で、周波数移行のために行う措置の内容・時期及び費用負担の範囲・方法・時期等を協議
 - ⑤ ③と同時に、MCA制御局の免許人との間で、④と同様の内容及び旧周波数におけるMCAサービスの終了時期について協議
 - ⑥ ④・⑤の協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管
 - ⑦ ④・⑤の協議の申し入れがあった場合は、遅滞なく協議を開始
- 認定開設者は、四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗及び周波数移行の実施状況を示す書類を総務大臣に提出し、周波数移行の実施状況の概要をインターネット等により公表
- 割当ての審査は、絶対審査基準（申請者において最低限満たすべき基準）と次の競願時審査基準により実施
 - (1) 周波数移行に係る費用（上限2,100億円）を最も多く負担可能な者
 - (2) 3.9世代携帯電話の人口カバー率（2018年度末時点）が最も大きい者
 - (3) 次の各項目に対し、総合的に最も適合している者
 - －周波数移行を実施するため、移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること
 - －他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
 - －割り当てている周波数帯の差違及び周波数の逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること
- 700MHz帯の割当てでは、900MHz帯を割当てられた者を劣後させる

周波数移行の透明性確保のため、以下の事項を明記

- ① 申請者は、認定までの間、対象免許人等及び製造業者等と、終了促進措置に関する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと
- ② 認定から一月以内に、問合せに対応するための窓口を設置
- ③ 周波数移行の実施手順の通知内容を、インターネット等により公表すること
- ④ 周波数移行に要する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮し、MCA制御局の免許人等は、周波数移行の実施に関する協議に関与したことに対して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないこと
- ⑤ 協議による合意内容を、書面又は電磁的記録で確認し、認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること

周波数移行の実施状況を適切に把握・公表するため、以下の事項を明記

- 認定開設者は、四半期ごとに、周波数移行を実施した無線局数・その費用等の実施状況を示す書類を総務大臣に提出
- 総務大臣は、当該書類について、適切に実施されていることを確認し、インターネット等で公表

基地局の利用促進の方法として、卸電気通信役務の提供・電気通信設備の接続(MVNO)が含まれていることを明記

新規参入者も公平に審査することができるよう、審査事項に、割り当てている周波数帯の有無を含むことを明記

割当てにおける透明化

割当てについては、申請概要、客観的指標やその評価根拠の公表など、透明化を図りつつ、割当事業者を決定。

(参考)平成19年12月に実施したBWAシステム(広帯域移動無線アクセスシステム)の事業者の審査結果

開設指針の規定(比較審査基準)	A社	B社	C社	D社			
1-1 より広範な地域においてより早期に電気通信役務を提供するための特定基地局を配置する計画を有していること	B+	B	A	B-			
1-2 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力がより充実していること	B+	B	A	B			
1-3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること	B	B	B	B			
1-4 特定基地局の運用による電気通信事業を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること	A	B	B+	B			
1-5 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること	B	B	B	B			
1-6 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること	B	B	B	B			
2-1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するためのより優れた技術を導入すること	B	B	B	B			
2-2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信を防止するための対策がより充実していること	B	B	B	B			
2-3 小セル化及び空間多重技術の導入による收容効率の向上に資する技術その他の電波の能率的な利用を確保するためのより優れた技術の開発及び導入をする計画を有していること	A	B	A	B			
3-1 本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的な計画を有していること	B+	A	B	B			
3-2 1のほか、特定基地局を開設計して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。	B-	B	B+	A			
比較審査結果							
<凡例>	A	2	1	3	1		
A 他社に比べて優位であると認められる。	B+	3	0	2	0		
B+ 他社に比べて差を有する点が認められる。	B	他社と同等と認められる。	B	5	10	6	9
B 他社に比べて差を有する点が認められる。	B-	1	0	0	0	1	
B- 他社に比べて劣位であると認められる。	C	0	0	0	0		

(参考) A=2、B+=1、B=0、B-=-1、C=-2とした場合の点数

6点

2点

8点

1点